

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議案	鶴保 庸介君 外22名	23. 11. 21			23. 11. 21 可決	
2	第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案	鈴木 寛君 外8名	23. 12. 5			23. 12. 7 可決	
3	防衛大臣一川保夫君問責決議案	愛知 治郎君 外7名	23. 12. 9			23. 12. 9 可決	
4	国務大臣山岡賢次君問責決議案	愛知 治郎君 外7名	23. 12. 9			23. 12. 9 可決	
5	内閣総理大臣野田佳彦君問責決議案	水野 賢一君	23. 12. 9	未了			

可決したもの

平成23年11月21日

難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議

本年は、1951年の『難民の地位に関する条約』採択から60周年、また日本の同条約加入から30周年という節目の年にあたる。特に、日本は条約加入後、今日に至るまでの30年間、国際社会の一員として世界中の難民や避難民の支援に臨み、人間の安全保障の概念を強調することによって、難民について人道支援と平和構築を中心に据えた取組を行ってきた。昨年にはパイロット・ケースとしてタイからミャンマー難民を受け入れるプログラムも開始され、アジアで初の第三国定住による難民の受け入れ国となった。

そして国内においては、庇護制度の充実・発展を目的として、難民認定審査の透明化、効率化に力を注いできた。

このような過去の実績と難民保護の国際法及び国際的基本理念を尊重し、日本は国際的組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立、第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進する。同時に、対外的にも従来どおり我が国の外交政策方針

にのつとった難民・避難民への支援を継続して行うことで、世界の難民問題の恒久的な解決と難民の保護の質的向上に向けて、アジアそして世界で主導的な役割を担うべきである。

右決議する。

平成23年12月7日

第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会 東京招致に関する決議

我が国において、1964年の東京オリンピック以来となるオリンピック夏季競技大会及びパラリンピック競技大会を開催することは、今般成立したスポーツ基本法の趣旨に沿うものであって、国際親善とスポーツ振興、共生社会の実現にとって極めて意義深いものである。また、東日本大震災からの復興の途上にある我が国にとって、両大会の招致と開催の成功は、国民に希望を与えとともに、世界に対する復興の証となる。

来る2020年の第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会を東京都に招致するため、政府、国会が一体となり、内外における招致活動及びスポーツ外交を強力に推進するとともに、国を挙げて、必要となる支援や競技環境等その準備態勢を整備すべきものである。

右決議する。

平成23年12月9日

防衛大臣一川保夫君問責決議

本院は、防衛大臣一川保夫君を問責する。

右決議する。

理由

「私は安全保障の素人」発言を始めとして、一川防衛大臣の様々な言動が、日本の安全保障に重大な影響を及ぼしている。

民主党政権発足以来、日本の外交・安全保障は危機的状況にある。尖閣諸島沖では、中国漁船が海上保安庁の巡視船に衝突し、北方領土においてはロシアのメドヴェージェフ大統領が国後島に上陸するなど、かつてない事態が続いている。

普天間基地移設問題では、鳩山元総理の「最低でも県外」という軽率な発言に始まる迷走が、沖縄県民を混乱させ、米国との関係を悪化させたのは言うまでもない。

このような状況下、「素人」である一川防衛大臣の軽率な言動や行動が、日本の安全保障を脅かし、国益を損ねているのは明らかである。

以下、一川防衛大臣を問責する理由を、列挙する。

第1に、田中前沖縄防衛局長に対する監督責任である。

11月28日、田中前沖縄防衛局長は、報道陣との懇談の席で、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書を提出する時期をめぐり、「これから犯す前に犯しますよと言いますか」と発言した。これは女性の尊厳を踏みにじる表現であるだけでなく、1995年の沖縄米兵少女暴行事件のほか、米兵の性犯罪に苦しんできた沖縄県民の心情を傷つけ、愚弄する以外の何ものでもない。

在日米軍施設の74パーセントが存在する沖縄県の負担を軽減すべく、最前線で交渉に当たるべき沖縄防衛局長の今回の発言が、今後どれほど大きな影響を与えるかは計り知れない。これは、一官僚の更迭のみならず、トップである一川防衛大臣が職を辞すことで、沖縄県民にお詫びをし、責任を取るべき問題である。

第2に、「私は安全保障の素人」との発言である。

一川防衛大臣は、野田内閣の認証式前、報道関係者に対し、「私は安全保障の素人だが、それが本
当のシビリアンコントロールだ」と発言した。尖閣諸島、竹島、北方領土などを巡って、周辺国と
の関係が不安定化し、また、東日本大震災で自衛隊の重要性が増す中、防衛大臣が安全保障の素人
であることは許されない。国際社会に対し、我が国の防衛、自衛隊を所管する大臣が素人である
とのメッセージを送ったことは国益を大きく損なうものであり、全国24万人の自衛隊の士気に影響
することは言うまでもない。

また、一川防衛大臣はシビリアンコントロールの意味を全く理解していない。シビリアンコント
ロールとは文民の政治家が実力組織を統制するという意味であり、文民と素人は同義ではない。自
らの立場に対する理解が全くないと言わざるを得ない。

第3に、ブータン国王夫妻歓迎宮中晩餐会の欠席である。

一川防衛大臣は、11月16日に行われた、ブータン国王夫妻を歓迎する宮中晩餐会を欠席し、民主
党の高橋千秋参議院議員の政治資金パーティに出席していた。ジグミ・ケサル国王陛下からは東日
本大震災の直後、100万ドルもの義援金を寄付していただいております、東日本大震災以来初の国賓であ
る。日本国の閣僚として晩餐会に出席し、謝意を示すのは重要な責務である。

さらに一川防衛大臣は、同議員のパーティでの挨拶の中で、「宮中で催し物があり、ほかの大臣は
皆そちらに行ったが、私はこちらのほうが大事だと思って来た」と、国賓であるブータン国王に対
して、失礼極まりない発言を行っている。

また、国務大臣の任免の認証は天皇の国事行為であり、天皇は日本国民統合の象徴である。その
天皇陛下の宮中晩餐会より、同僚議員の政治資金パーティを優先した一川大臣の行為は、天皇陛下
への侮辱であり、日本国民を愚弄した行為である。このような行為を平然と行う一川防衛大臣に大
臣の資格はない。

第4に、12月1日の参議院東日本大震災復興特別委員会での、自由民主党の佐藤正久委員に対す
る答弁である。

一川防衛大臣は、佐藤正久委員の質問に対し、95年の米軍少女暴行事件の「正確な中身を詳細に
は知っていない」と答弁した。普天間飛行場移設に至る経緯や、先日の日米地位協定の運用見直し
合意の背景を全く理解していなかったことになる。

また、一川防衛大臣は、12月2日の記者会見で、95年の少女暴行事件を「乱交事件」と発言した。
もはや、言い間違いで済む問題ではない。田中前局長を更迭した直後の大臣の発言としては、緊張
感の無さや防衛省の姿勢が問われるものである。

一川防衛大臣の自覚と資質の欠如には、多くの国民から、批判が集中している。一刻も早く、職
を辞すことが、野田内閣による日本の国益への損失を少しでも抑えることにつながると確信する。
もはや、素人が防衛大臣であることは許されない。

なお、野田総理は自らの内閣を「適材適所」と称しているが、このような多くの問題を抱えた大
臣を選んだ野田総理の見識を疑わざるを得ないことを付言する。

以上が本決議案を提出する理由である。

平成23年12月9日

国務大臣山岡賢次君問責決議

本院は、国務大臣山岡賢次君を問責する。

右決議する。

理 由

山岡賢次君は多くの国民が被害に遭っているマルチ商法に深く関わりがあるばかりでなく、数多

くの疑惑が参議院、衆議院の本会議や各委員会の質疑で取り上げられているが、このことに対する十分な説明を果たしていない。

このまま山岡君が内閣府特命担当大臣、拉致問題担当大臣、国家公安委員会委員長として任に就く限り、国民の不安は解消されない。

以下、山岡国務大臣を問責する理由を列挙する。

第1にマルチ商法に関わる疑惑である。

いわゆるマルチ商法に当たる行為は、不当な勧誘により財産上の被害を生じさせるおそれがあるものとしてかねてより問題視されてきた。

消費者庁の重要な所管事項のひとつが、マルチ商法によって被害を受けた国民の保護、救済である。

その消費者庁を統括する山岡賢次内閣府特命担当大臣は、「健全なネットワークビジネスを育てる議員連盟」の会長を務めていた過去がある。

この議員連盟の事務局長は、業務停止命令を受けていたマルチ業者からの講演料を受け取っていたことが判明し、民主党を離党して次期総選挙への出馬を断念している。

また、この議連の名前にある「ネットワークビジネス」とは特定商取引法にある連鎖販売取引のことと山岡大臣は委員会答弁で強弁しているが、実態はマルチ商法と同義語である。

現在、消費生活センターなどには、マルチ商法の被害に遭った国民から多くの苦情相談が寄せられている。

平成20年6月マルチ商法業者が開いた大会において、山岡大臣は講演し、マルチ商法を宣伝して、グループへの勧誘演説を行った。

その場でこの商法が合法であるかのような発言によって、会員を鼓舞するなど、この業者の広告塔の役割を担ったのである。

さらに、この大会の主催者は、社長以下3人が脱税で在宅起訴され、さらに社長自身覚せい剤所持で逮捕されているような社会的に問題の多い会社である。

山岡大臣はこの会社に親族、元秘書等を通じて深く関わっており、多くの被害者を生みだしているマルチ商法の片棒を担っていると断じざるを得ない。

加えて、山岡大臣は、国会答弁において、マルチ商法を正当化する発言を繰り返しており、反省の姿勢は全く見られない。消費者行政をつかさどり、消費者を悪徳商法から守る立場の大臣として、全くふさわしくない。

第2に山岡大臣はマルチ問題に限らず、数多くの疑惑がもたれるほか、問題発言をしている。

- 1 秘書給与の肩代わり疑惑を報じた週刊新潮に賠償を求めたにもかかわらず、その後、請求を放棄したのは、記事内容を事実であると認めたに他ならない。
- 2 パチンコの換金の合法化という政府方針と違うことを目指しているパチンコ・チェーンストア協会の政治アドバイザーに就いていることを参議院消費者問題特別委員会で指摘され、辞任している。
- 3 民主党は拉致実行犯と関わりのある団体に献金をしているが、その際の民主党の出納責任者たる財務委員長は山岡大臣であり、このことに対する説明責任を全く果たそうとせず、拉致問題担当大臣としては極めて問題である。
- 4 平成23年12月5日衆議院予算委員会における河井克行議員の質問に対し、「ふだん質問主意書など1回も出したことのない佐藤勉さんが、私がJRと付き合っていることを誹謗中傷しようという趣旨で出したのではないか」と答弁。佐藤議員への侮辱であり、国会における質問主意書の意義を全く無視した許せない発言である。

その他、マルチ商法業者や業界の政治団体からの献金、資産隠し、論文盗用、選挙運動者への金銭供与・約束、選挙運動員買収等々、委員会で指摘、質問された疑惑は多岐にわたる。

このような多くの疑惑を抱えて、消費者、拉致問題担当大臣及び国家公安委員会委員長としての重責を全うできるはずがない。

なお、野田総理は自らの内閣を「適材適所」と称しているが、このような多くの問題を抱えた大臣を選んだ野田総理の見識を疑わざるを得ないことを付言する。

以上が本決議案を提出する理由である。